

倉敷市新型コロナウイルス対策取組宣言 促進事業費補助金

(4月23日時点版)



市内の店舗や事業所における「新型コロナウイルス対策取組宣言」の普及促進を図るため、取組宣言に係る感染予防対策経費の一部を支援します。

補助の
対象者

新型コロナウイルス対策取組宣言

(中面参照)

を行う市内の法人又は個人事業主

補助の
上限額

10万円

【補助率】 補助対象経費の5分の4
(1事業者1回のみ)

対象となる経費

取組宣言の実施又は取組宣言後の追加対策に要するもので、
令和3年4月1日(木)から令和3年7月31日(土)の間に購入した
次の経費が対象です。

対象経費	対象機器・用品	
設備備品費 又は 消耗品費 ※商品購入費 (税抜)のみ	衛生用品	マスク、フェイスシールド、マウスシールド、 ゴーグル、マスクケース、アルコール消毒液
	ウイルス対策機器	消毒液スタンド、自動消毒液噴霧器、加湿器、 オゾン発生器、深紫外線照射器
	換気機器等	サーキュレーター、換気扇、扇風機、空気清浄機、 換気機能付エアコン、CO2濃度測定器
	飛沫防止用品	飛沫防止パーテーション(既製品又は自作用材料)、 ソーシャルディスタンス確保のサイン(既製品)
	非接触型検温器	非接触体温計、サーモカメラ

※ 1事業者が市内の複数事業所で行う場合も対象となるが、補助金の交付は上限10万円。

※ 設置工事費や送料等の商品購入に付随する経費は対象外。

※ 申請者や親族のみが使用する事業所や、店舗兼住宅の住宅部分で実施する場合は対象外。

<申請受付期間> **令和3年4月26日(月)から9月30日(木)まで**

※実績報告書の提出期限は、**令和3年11月1日(月)**

申請方法など詳細は、裏面をご覧ください➡

倉敷市文化産業局事業継続支援室

倉敷市取組宣言

補助金交付の流れ

交付申請ができる方 ※①から④のすべてに該当する方が対象です。

① 申請日時点において市内で事業を行っており、今後も市内で事業を継続する意思を有する法人又は個人事業主

対象とならない方

- 法人税法別表第一に規定する公共法人 ● 政治団体 ● 宗教上の組織若しくは団体
 - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者
- ※その他、暴力団との関係を有する方や関係法令を遵守していない方等も対象外

② 新型コロナウイルス対策取組宣言 ※を行う事業者

※市内事業所の感染予防対策を「見える化」する取組。業種別の対策チェックシートに記載した対策を全て講じた事業所の店頭等に「取組宣言シート」を掲示し、消費者や従業員が安心して消費活動・経済活動ができる環境構築を支援。宣言店はホームページでも公表
<特設サイトURL> <https://kurashiki-chambers.jp>



③ 同一事業に国や県、市など他の補助金の交付を受けていない方

④ 倉敷市税の滞納がない方（徴収猶予を受けている方を含む）

補助金交付申請書

提出期限：令和3年9月30日(木)必着

- 原則、**事業の実施（購入）前**に以下の書類を提出してください。
- 審査後、補助対象者には「補助金交付決定通知書」をお送りします。
- 交付決定後、**令和3年7月31日(土)までに対象商品を購入**してください。

※購入期限が近い等、やむを得ない場合は、交付申請前（又は交付決定前）の購入も認めますが、遅くとも上記提出期限までに交付申請してください。

【提出書類】

□ 補助金交付申請書

□ 営業活動を証する書類（直近の確定申告書、営業許可書、開業届等の写し）

※原則、法人は確定申告書別表一（1枚）、個人事業主は同B第一表（1枚）

※創業から1年に満たない等の理由で確定申告を行っていない場合は、営業許可書や開業届等

※提出書類にマイナンバーの記載がある場合は、番号を黒塗りのうえ、写しを提出してください。

※市内商工会議所・商工会の会員は、事務局で事業実態が確認できるため省略可

□ 支出内容がわかる書類（見積書等の写し）※消耗品は省略可。購入済のものは領収書写し

□ 倉敷市税納税証明書（3か月以内）

例：確定申告書

本署のとりくみ種でないことも目印します。倉敷市長 伊東 春雄 市長印

補助金交付申請書

営業活動を証する書類

支出内容がわかる書類

市税納税証明書

実績報告書

提出期限：令和3年11月1日(月)必着

- **事業完了後**に、以下の書類を提出してください。
- **実施内容を精査の上、「補助金額確定通知書」をお送りします。**
※審査の結果、購入額が申請時と異なる場合や、対象外経費が含まれている場合等は、交付決定額と異なりますので、ご了承ください。
- **通知後10日程度で、ご指定の口座に補助金をお振り込みします。**



実績報告時に取組宣言を行っていない方には補助金を交付できません。

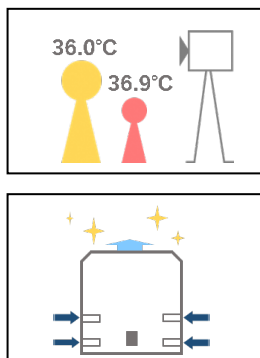
- 取組宣言は、事務局が**事業所を訪問し、取組内容を確認した後に登録**となります。
- **実績報告時まで**に**取組宣言の登録を完了**しておく必要があります。
- 取組内容が確認できない等の理由により、**登録に至らない場合は補助金の交付ができません**のでご注意ください。

【提出書類】

- **実績報告書兼請求書**
- **事業の取組実績がわかる写真**（購入した物品・機器の写真と設置前後がわかる写真）
- **支払いを証する書類**（金額及び内訳がわかる宛名が記載された領収書の写し）
- **振込先口座が確認できる書類**（通帳おもて面と開いて1、2ページ目の写し）

※【法人】法人名義の振込口座通帳の写し 【個人】申請者本人名義の振込先口座通帳の写し

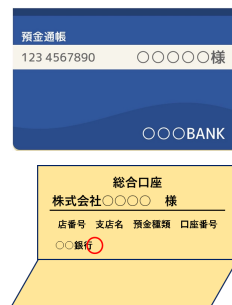
実績報告書兼請求書



取組実績がわかる写真



支払いを証する書類



通帳

対象とならない経費

- 対象経費以外の品目で感染予防対策と関係がないもの
- 市外の事業所で使用するもの
- 申請者や親族のみの事業所で使用するもの
- 店舗兼住宅の住宅部分で使用するもの
- 自社内部、グループ会社間での取引
- 設置工事費や送料等の商品購入に付随するもの
- 各種保険料
- 購入中止に係る取引手数料
- 消費税
- 宛名入り領収書がないもの
- オークション品や中古品
- 公金の使途として社会通念上、不適切と認められる経費

対象とならない支払い

- ポイント・クーポン
- 電子マネー
- 金券・商品券
- 他人振出小切手・手形
- 仮想通貨
- 申請者と異なる名義のクレジットカード
- QRコード・バーコード決済

書類の提出方法

申請書等の入手方法

※申請書、補助金交付要領、Q&A等を配布しています。



● ホームページからダウンロード

※  **倉敷市取組宣言** で検索してください。

<URL> <https://kurashiki-chambers.jp>



● 市内商工会議所・商工会、 市役所本庁商工課・支所産業課又は産業系の窓口で配布

書類提出・問合せ先

※ご不明な点は、お気軽にお問合せください。

● 郵送で提出する場合（郵送料は自己負担・提出期限内必着）

提出書類一式を封筒に入れ、以下の担当窓口に郵送してください。

※封筒に「**申請書在中**」又は「**実績報告書在中**」と朱書きしてください。

● 窓口へ提出する場合

必ず検温、マスク着用の上、提出書類一式を以下の担当窓口にご持参ください。

※提出時にご相談を要する場合は混雑を避けるためあらかじめご予約ください。

！ 取り組む事業所の所在地により書類の提出・お問合せ先が異なります。

● 事業所が市内に **1か所** の場合 ▶ **その事業所の所在地区** の担当窓口

● 事業所が市内に **複数** ある場合 ▶ **主たる事業所の所在地区** の担当窓口

郵送・窓口提出先、お問合せ先

主たる事業所の所在地	書類受付・ 問い合わせ先	所在地	連絡先	受付時間
倉敷・水島地区	倉敷商工会議所	〒710-8585 倉敷市白楽町249-5	TEL:424-2111 FAX:426-6911	平日 9時から 17時まで (12時から 13時を除く)
児島地区	児島商工会議所	〒711-0921 倉敷市児島駅前1-37 倉敷市児島産業振興センター2F	TEL:472-4450 FAX:474-3506	
玉島地区	玉島商工会議所	〒713-8122 倉敷市玉島中央町2-3-12	TEL:526-0131 FAX:525-0230	
庄・茶屋町地区	つくぼ商工会	〒710-1101 倉敷市茶屋町2087	TEL:428-0256 FAX:420-0220	
真備・船穂地区	真備船穂商工会	〒710-1301 倉敷市真備町箭田1180-3	TEL:698-0265 FAX:698-0203	